

# 介護保険料の激変緩和措置を継続

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

平成16・17年の税制改正により、公的年金等控除額の引き下げ、および65歳以上の高齢者の市民税非課税措置が廃止されたため、収入が変わらなくても介護保険料が上昇するケースが発生しました。

そのため、税制改正の影響を受けた高齢者に対して、平成18・19年度の2年間は本来の保険

料よりも低い保険料とする激変緩和措置を実施しました。

平成20年度は本来の保険料に戻る予定でしたが、国の政令改正に伴い税制改正の影響を受けた高齢者に対しては、平成19年度の保険料水準と同額とする激変緩和措置を継続することが可能となったため、市はこの措置を継続します。

所得段階	対象者	平成16・17年の税制改正の影響を受けて所得段階が上昇された方	本来の保険料 平成20年度 (月額)	激変緩和措置 平成20年度 (月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		1,703円	1,703円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		1,703円	1,703円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方		2,554円	2,554円
第4段階	・本人が市民税非課税で、世帯に課税者がいる方	第1段階から第4段階に上昇された方	3,405円	2,826円
		第2段階から第4段階に上昇された方	3,405円	2,826円
		第3段階から第4段階に上昇された方	3,405円	3,099円
		税制改正の影響を受けない第4段階の方	3,405円	3,405円
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	第1段階から第5段階に上昇された方	4,256円	3,405円
		第2段階から第5段階に上昇された方	4,256円	3,405円
		第3段階から第5段階に上昇された方	4,256円	3,677円
		第4段階から第5段階に上昇された方	4,256円	3,950円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方		5,107円	5,107円

※申請月とは、市役所で申請書を受け付けた日の属する月です。

■在宅高齢者の該当要件

①市内に住所があり、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある人

②申請時に、要介護認定で要介護3・4または5と判

- (1) 4月から6月まで 25枚
- (2) 7月から9月まで 20枚
- (3) 10月から12月まで 15枚
- (4) 1月から3月まで 10枚

■交付枚数  
(1枚3,000円分)

申請月により交付枚数が異なります。

市は、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るため、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

## 在宅高齢者 紙おむつ購入助成券を交付

定されている人

■交付対象者

該当要件の①、②に該当する人を在宅で介護している同居家族で、申請時にその世帯が市民税非課税の場合に交付します。

※施設に入院・入所している期間などは使用できません。使用の事実がなかった場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

■申請に必要な書類

- ①在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書（居宅介護支援事業者などの確認印が必要です。）
- ②印鑑

（申請書類は高齢者福祉課・各支所担当室・市内居宅介護支援事業所にあります。）

■申請時期 随時

■問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係  
☎0824-73-1167  
または各支所担当室